

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）（自己資本比率規制（第１の柱・第３の柱）に関する告示）に対するご意見の概要及びそれに対する金融庁の考え方

○銀行１柱告示、銀行持株会社１柱告示に関するご意見

（※）本項目で参照している条文は、特段の断りのない限り、銀行１柱告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号））、銀行持株会社１柱告示（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融 庁告示第二十号））の条項を指します。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
1	（銀行１柱告示） 第 76 条第 4 項第 1 号 （銀行持株会社 1 柱告示） 第 54 条第 4 項第 1 号	我が国の政府関係機関又はその子法人等と共同で行う投資とは、政府関係機関等と共同で出資するファンドを通して行う投資も含まれるのでしょうか。 ファンドへの投資は、通常みなし計算（ルックスルー）を行うため、ファンドへの出資自体の RW を判定することはあまり想定されません。そのような場合であっても、ファンド自体が今回の要件を充足した場合、ファンドを通じた投資先のリスク・ウェイトも 100%適用可能か確認させていただきたい、という主旨です。	政府関係機関等と共同で行う投資には、政府関係機関等と共に行う、同一のファンド又は事業法人への出資が該当します。 ファンドを通じた出資については、政府関係機関等と共同で出資を行う場合も含めて、第 76 条の 5（みなし計算）の規定に従って、リスク・ウェイトを算出することとなります。算出にあたっては、「自己資本比率規制に関する Q & A」第 76 条の 5－Q1 から第 76 条の 5－Q10 もご参照ください。
2	（銀行１柱告示） 第 76 条第 4 項第 1 号 （銀行持株会社 1 柱告示） 第 54 条第 4 項第 1 号	「政府出資その他の財政上の措置」とは、国から政府関係機関等への出資を想定しているという理解でよいか。また、それ以外で「政府出資その他の財政上の措置」に該当するケースがあればお示しいただきたい。	「財政上の措置」は、基本的には国から政府関係機関等への出資を想定しておりますが、その他にも、政府関係機関等が当該投資の裏付けとなる資金調達を財政融資により行っていたり、当該投資の裏付けとなる資金調達に際して政府保証を付与されている場合も含まれると考えられます。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
3	(銀行1柱告示) 第76条第4項第2号 (銀行持株会社 1柱告示) 第54条第4項第2号	投資専門子会社等の既存の枠組みでは対応が困難な重要インフラ領域（データセンター等のDX関連・電力関連等、わが国の再成長に不可欠な基盤産業・企業）への支援、資金の呼び込みを実現するうえで、投資対象について、「ベンチャービジネス会社」、「事業再生会社または事業承継会社」、「地域活性化事業会社」のみならず、銀行業高度化等会社（特に他業銀行業高度化等会社）を含めることを検討いただきたい。	第2号の要件について、銀行法上、健全性確保の観点から議決権保有制限が設けられている趣旨に鑑み、本例外措置の対象となる投資先を、銀行法において、投資専門子会社を通じた投資について議決権保有制限が緩和された類型（ベンチャービジネス会社、事業再生会社、事業承継会社、地域活性化事業会社）に限定しております。 銀行業高度化等会社については、上記の会社とは異なり、一定以上の議決権保有に認可が必要となっている点を踏まえ、対象に含めないこととしました。